

事調第 1099 号

平成31年 2月21日

各総合振興局長 様
各振興局長

農政部長

草地整備工事における経常建設共同企業体の活用の試行について

道が発注する建設工事において活用する建設工事共同企業体については、「建設工事共同企業体運用基準」（平成13年3月22日付け建情第2289号農政部長、水産林務部長、建設部長通達「建設工事共同企業体運用基準について」以下「運用基準」という。）に基づき、運用を図っているところですが、近年、専用機械を必要とする草地整備工事においては、施工可能業者が減少しており、今後の継続的な事業の執行と円滑な工事の実施が懸念される状況となっています。

このため、草地整備工事のうち専用機械を必要とする耕起作業を含む工事において、試行として経常建設共同企業体（以下「経常企業体」という。）を活用する場合の運用基準の取扱いを次のとおり定めたので、事務処理を適切に行ってください。

記

1 運用基準3（2）に規定する経常企業体の結成回数について

農業土木工事の経常企業体とは別に、草地整備工事の経常企業体を登録機関ごとに1回まで登録することができるものとする。

2 適用年月日

平成31年度競争入札参加資格に係る申請及び入札から適用する。

3 その他

(1) 提出書類の各様式について、「経常建設共同企業体」を「草地経常建設共同企業体」と読み替えるものとする。

(2) 一件の工事発注につき、農業土木工事の経常企業体と草地整備工事の経常企業体の両方を入札参加要件に設定してはならない。

農村振興局事業調整課
事業契約グループ
設計施工グループ

平成31年度から草地整備工事の 経常建設共同企業体の登録が変更になります。

目的

- ・ 近年の草地整備工事の発注状況では、入札参加申請者数の減少傾向が顕著であり、今後の安定的な整備の実施に対する受注環境が懸念される状況となっています。
- ・ 現状のままでいくと工事に必要な専用機械の保有量の減少やオペレーターの不足により、不調不落が発生することが懸念され、円滑な事業実施に必要な施工体制の確保が困難となるとともに、播種まで行う草地整備工事においては、飼料供給に深刻な影響を及ぼすこととなります。
- ・ このため、地域に不可欠な草地整備事業の継続的な担い手となる地元企業の育成のために、共同企業体の活用の取扱いを定めました。

草地整備工事に経常建設共同企業体で入札参加を希望される企業は、「農業土木工事」の経常建設共同企業体とは別に、草地整備工事の経常企業体を各(総合)振興局に登録が必要となります。

※受付場所及び問合せ先： 各(総合)振興局総務課主査(事業管理)

運用基準

項目	内容
対象工事	専用機械を必要とする耕起作業を含む草地整備工事
対象金額	3,500万円以上から3億円未満
資格の種類	農業土木工事
結成方法	自主結成
回数	各(総合)振興局ごとに1回
組合せ	2社又は3社
出資比率	全ての構成員は原則として均等割の10分の6以上
技術者	経常企業体と同じ
適用月日	平成31年度競争入札参加資格に係る申請及び入札から適用
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの工事で、同一の企業が単体、草地JVいずれかの形態をもって入札に同時に参加することはできません。 ・ 草地整備工事では、草地経常JV以外の経常JVでは入札に参加できません。